

第六期第 2 回練馬区福祉有償運送運営協議会 議事録（要旨）

- 1 日時 平成27年7月6日(月) 午後3時03分～4時39分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席者 荻野（嘉）委員 佐藤委員 荻野（陽）委員 中村委員 松岡委員
小菅委員 高田委員 溝上委員 伊藤委員 椿委員
小場瀬委員 羽生委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 1名
- 6 議題
 - (1)開会
 - (2)第六期第 1 回 議事録の確認
 - (3)練馬区における移動困難者の現況等について
 - (4)特定非営利活動法人「福祉送迎サービスきずな」の更新登録協議
 - (5)その他
- 7 配布資料
 - (1)第六期練馬区福祉有償運送運営協議会委員名簿【資料 1】
 - (2)第六期第 1 回 議事録【資料 2】
 - (3)練馬区における移動困難者の現況について【資料 3】
 - (4)福祉有償運送団体の実績報告（平成26年度）【資料 4】
 - (5)特定非営利活動法人「福祉送迎サービスきずな」の更新登録書類【資料 5】
 - (6)自家用有償旅客運送制度の見直しについて【資料 6】
 - (7)福祉送迎サービスきずな 移送サービス料金表【資料番号なし】

1 開会

副会長

皆様、こんにちは。雨が降る中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。

私は副会長でございますが、本来でしたら会長が今回の福祉有償運送運営協議会の議長を務めるのですけれども、第1回目の協議会で福祉部の経営課長が会長に選任されたわけでございますが、4月に人事異動がございまして、今日は出席されないというようなことで、私が、会長が選出されるまで、副会長ということで、しばし議事を進めさせていただきますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

では、第六期第2回の協議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

最初に、委員の出席状況でございますが、定員15名のところを12名の委員が出席されているということで、有効に成立していることをまずご報告したいと思います。

次に、先ほど申しましたように、会長の選出でございますが、3月末に人事異動があったというようなことで、4月から新しく、管理課長が着任されました。

今、あちらの方の一番端に座っておられますが、つきましては、改めて会長の選出を行うということをいたしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

特にご推薦等はございますでしょうか。ございませんか。

委員

もう慣例なので、課長に会長をやっていただくのが一番いいと思いますけれども。

副会長

というようなご意見をいただきましたが、いかがでございましょうか。

特にご異議なければ、管理課長にぜひお願いしたいと思います。

(異議なし)

副会長

では、皆様のご了承をいただいたということで、会長は管理課長が選任されました。これからの進行は管理課長にお願いしたいと思いますので、管理課長、こちらの方の席へ移っていただきまして、一言、ご挨拶をいただけますでしょうか。

(会長 会長席へ移動)

会長

改めまして、皆さん、こんにちは。福祉部の管理課長でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方には、大変、日ごろより練馬の福祉行政について、ご理解、ご協力を賜っております。この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、タクシー事業者の皆様並びにNPO団体の皆様におかれましては、常日ごろより移動困難者へのサポートに多大なるご尽力をいただいておりますことを改めて感謝申し上げます。

この協議会につきましては皆様方がよくご存じということでございますが、平成16年12月からスタートしているということでございます。

練馬区の移動サービスにつきまして、さまざまな観点から非常に有意義なご議論をいた

だいてきているところでございます。

本日もまた登録更新についての案件がございますけれども、今後とも引き続き、高齢者、障害者の移動サービスの充実のための知恵と力を出し合う場として、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の運営協議会でございます。お手元の次第に沿いまして、進めてまいりたいと思っております。

初めに、会議を始める前でございますけれども、協議会のお手元の資料の確認を事務局からお願いいたします。

事務局

今日は雨の中をお越しいただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは今日お配りいたしました資料についての確認ということでさせていただきます。

事前に資料の方は送付させていただきましたが、若干、追加と修正がございますので、この場をかりて確認させていただきます。

～資料1から資料6までを説明～

本日、更新団体となりますNPO福祉送迎サービスきずな様の方から、移動サービスのご案内料金表を今日お持ちいただきました。A4の両面1枚のものになります。今日、こちらの方も机上に配付させていただいておりますので、この後の更新の協議にてごらんいただければと思います。

では、資料の確認は以上となります。よろしくお願いいたします。

2 第六期第1回 議事録の確認

会長

ありがとうございました。

それでは、これから議事に移っていききたいと思います。

まず、案件表の2番、第六期第1回議事録の確認ということでございます。

これにつきましては、事務局では運営協議会において協議が調ったことを証する書類として、平成27年3月25日付で社会福祉法人武蔵野会にその書類を交付しているということでございます。

また、議事録につきましては事前に送付しておりますが、何かお気づきの点がございましたら、お願いしたいと思います。

特によろしいですか。

(はい)

会長

では、議事録につきましては、特にご発言がないようでございますので、これで確定と

ということで、区のホームページに公開させていただきます。

なお、各委員のお名前につきましては伏せて公開するというので、従来どおりの取り扱いとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3 練馬区における移動困難者の現況等について

会長

それでは、案件表の3番「練馬区における移動困難者の現況等について」ということで資料3と資料4が出ておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

～資料3の「練馬区における移動困難者の現況等について」、
資料4「練馬区における福祉有償運送の平成26年度の実績」～に基づき説明

次第の3番についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします

会長

ありがとうございました。

今、事務局より資料3および資料4についてのご説明がございました。

これについて、何か疑問点、あるいは意見等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

練馬区の高齢化率が上がって、移動困難者が増えている状況はわかるのですが、6番の外出支援事業の数値のところ、福祉タクシー券のところは年度ごとに減ってきているんですね。それで、次の、1枚めくって、2)のリフト付タクシー事業のところは年度ごとに非常に増えているということで、これはどのような相互関係があるのでしょうか。

会長

事務局の方で、相互関係はわかりますか。

では、委員にちょっと補足をお願いしたいと思います。

委員

練馬区は65歳以上の新規の障害者の方についてはタクシー券の交付をしておりません。

なので、高齢化率が上がっても、高齢の方に対してタクシー券の交付をしておりませんので、65歳以上の方で移動サポートが必要な部分については、リフト付タクシー事業の利用か、もしくは福祉有償運送の利用をされているので、高齢化率とタクシー券の利用の比率が同じような形でいかないのはそのためではないかと思うのです。

そのかわりに、練馬区がタクシー券を65歳以上の障害者の方に交付しないかわりに、福祉有償運送をしている団体に対して、資料3の6番の4)の移動サービス団体への支援ということで補助金が交付されているというふうに聞いています。

会長

ありがとうございました。

本来、行政から答えなければいけないところではあるかと思いますが、そういうサービスの内容のシフトをしましたということで、タクシー券については減少し、それ以外のものが逆に増加してきているというシフト関係があるのだというようなことでした。

委員

今のものに関連してですが、ちょうど福祉事務所職員の方もいらっしゃるの。

この資料3の6番の2)のリフト付タクシー事業の件なのですが、この数字なのですが、この数字の中にはNPOさんですとかは入っていませんよね。入っているのですか。実際に契約タクシー会社34社と書いてありますけれども、これにかかわっている、輸送にかかわっている会社さんというのにNPOさんは入ってはいないんですよね。

会長

事務局の方でわかりますか。

委員

これは入っていないんですよね。

事務局

今日お配りしております、この「おでかけハンドブック」の第6巻ですが、こちらの54ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。

一応、こちらの方が練馬区のリフト付福祉タクシー契約の事業者一覧となっております。そして、この中には当然入っていません。

委員

入っていないです。一応、この事業が始まる時に、メーターがついている事業者だけにしようという方針がなっていたので、NPOの方は事業用のメーターではないのでここには入れないでやりましょうと、練馬区の方針がそうになっていた、そうになっていると思います。

委員

久しぶりにこういうデータを見たら、数年前と随分、件数が多くなっているなと思ったものですから、随分、利用者数さんが増えているのかなと思いました。ありがとうございます。

委員

今までの説明で何となくわかったところもあるのですが、わからないところ、1)が減っているという理由は何なのですか。6の1)の、利用者人数も減っていて、決算数値も減っていますよね、毎年。

会長

1)が減っている理由は、先ほどのご説明で、私はその説明が正しいのだろうと思います。

委員

障害者が減っているということですか。

事務局

では、事務局からすみません。資料3の3番の障害者の状況のところ、1)身体障害者手帳の交付者数ということで載っておりますが、ここも若干ずつですが、手帳の

交付者数は減っている傾向にここ近年はあります。これが直接的かどうかは確実なことはわかりません。

会長

状況がはっきりしていませんので、次回の協議会のときにそこら辺のところについてご説明できるようにしたいと思いますので、事務局の方はご準備をお願いいたしたいと思います。

ほかに何かございますか。

委員

今のデータとは別に、制度をちょっと理解していないので、6の1)と2)というのは、両方使える方もいらっしゃるという理解でいいんですよね。

事務局

使えます。

委員

ですよね。福祉券を使って、迎車料金とか、そういうものの補助ももらうということもできる。

委員

二重払いということですか。

委員

前にうちがやっていたときはできていました、たしか。

委員

予約と迎車の部分がリフト付タクシー事業で、乗車の部分についてタクシー券を使えるので。

委員

タクシー代をタクシー券で払うという、両方できる人がいるということですね。

委員

できます。

委員

わかりました。

会長

よろしいですか。先ほどのご質問への回答も含めて、今の制度上の話も、次回、整理して資料をお出しできればと思いますので、そのようにお願いしたいと思います。

大変不手際で申し訳ございませんでした。

ほかにはよろしいですか。

(はい)

会長

では、この件につきましては、次回、また資料を整理した上でご説明を申し上げる機会を設けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4 特定非営利活動法人「福祉送迎サービスきずな」の更新登録協議

会長

では、続きまして、案件の4番ということになります。

特定非営利活動法人「福祉送迎サービスきずな」さんの更新登録協議ということでございます。

更新登録の申請そのものにつきましては運輸支局に行くことにされているところでございます。

この協議会では、登録更新に当たりまして、各団体の運行の必要性であるとか、対象者の状況の確認、そして、料金の妥当性などにつきましてご議論いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日、ご配付いたしました資料5の中で修正が数か所ありました。先ほど事務局からご説明をさせていただいたとおり、黄色のマーカーで資料ナンバーが塗ってあるところが修正版ということでございますので、こちらをごらんいただきながら、ご質問等をお願いできればと思っております。

それでは、協議に当たりまして、まず、事務局より、更新登録に際しての変更点など、大まかな説明をお願いいたします。その後、団体の方から、本日、お見えになっておりますので、活動内容や補足の説明をお願いしたいと思います。

それでは、まず、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

では、事務局より、ご説明させていただきます。

～資料5 特定非営利活動法人「福祉送迎サービスきずな」の更新登録書類に基づき説明～

事務局からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。

引き続きまして、福祉送迎サービスきずな様より、補足の説明をお願いいたします。

福祉送迎サービスきずな

こんにちは。福祉送迎サービスきずなと申します。

公共交通を利用できない移動困難者の方の移動サービス事業をさせていただいております。

前回の更新時に比べて、会員数も増えて、走行回数も増えてきました。まだまだ目標の会員数には達していないのですが、地元の情報誌のおでかけハンドブックとかホームページなどの掲載もあって、お問い合わせの電話が少しずつ増えております。

練馬区の移動困難者の皆様に当団体の知名度はまだまだなのではございますが、より多くの人に知っていただけて、利用していただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

会長

よろしいですか。

福祉送迎サービスきずな

はい。

会長

それでは、ご説明については終わりましたので、皆様方よりご質問、ご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

この協議内容につきましては、事務的な内容に限って事務局からの説明が許されているということでございます。こちらにつきましては、各委員のご協議ということでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、ご意見をお願いいたします。

委員

意見ではないのですが、資料が、ちょっと私の見方が悪いのかもしれないのですが、資料5の確認表の7番の対象の各対象者の人数と、最後の27ページにまとめている旅客の範囲別会員数というのが、どうも私の見る限り、数字が合っていないように思えるのですが。

会長

違ってきますね。この辺はどうですか。

事務局

事務局から説明が足らずに申しわけございません。

こちらの案件表につきましては、あくまで前回申請時であれば、平成24年7月時点となります。こちらの資料5の27ページのところにつきましては、年度末時点での実績を翌年度の5月までに報告という形になっておりますので、平成25年度につきましては、申請時の7月というその時点と、実績を上げていただいた年度末時点での数字が、若干動いてしまって、一緒にならないというのはあり得る話なのかなというふうに思います。

平成26年度のところにつきましては、平成26年度の年末時点と今回の申請内容、この数字が、たまたまと言ってはおかしいかもしれませんが、一緒の数字ということで、報告させていただいているところです。

会長

もう一回、整理させていただきますと、確認表の7番、運送対象の対象者人数の基準日はいつなのですか。

事務局

要件確認表の方でよろしいですか。要件確認表の右側は前回申請時になっておりまして、平成24年7月時点の数字になっております。

会長

今回の申請内容の方はいつですか。

事務局

今回の申請の方をいただいておりますのが7月1日現在となっておりますので、その7月現在の数字となっております。

会長

すると、確認ですが、資料5の27ページの(4)の24、25、26の数字というのは、それぞれの年度の終了、3月31日時点での数字ということによろしいですか。

事務局

はい。そのようにご提出いただいております。

会長

ということでございます。数か月違って、多少違って、という数字だそうでございますので、よろしく願いいたします。

ほかにもございますか。

委員

結構動いていますよね、数か月で。

委員

今日、机上配付でいただいた、この料金に対する説明書きですけれども、これは利用者さんたちに実際に配っているのですか。

福祉送迎サービスきずな

お配りしています。

委員

というのは何かというと、これは裏を見ていただくと、今日のためにつくったのかなと思ったのは、タクシー料金が裏に書いてあって。

福祉送迎サービスきずな

大分前の最初につくったものなので、タクシー料金が今は値上がりしている、それはもう違うので、お渡しするときは……。

委員

消している。

福祉送迎サービスきずな

ええ、バツにして、今は金額が変わっていますということで。うちの料金だけはわかった方が利用者の方が安心できるかなと思って。

委員

要らないというか、僕はむしろタクシー料金をここに書く意味がよくわからないというか。

福祉送迎サービスきずな

何か比較で出した方がいいかなと、ほかの団体とかの件で言われて。

委員

逆に言うと、何か安いのですよ的なふうにするのはよくないというようなこともありますからね。

福祉送迎サービスきずな

ああ、そうですか。

委員

要するに、安いタクシーだよみたいなふうには解釈されないようにしなければいかんというのはありますからね。利用者さんに配るチラシの中でタクシーとの料金の比較は余り要

らないのではないかなと。

福祉送迎サービスきずな

出した方がいいのではないかという言葉があって、それでやってしまったんですけども。

委員

余計なお世話ですけどもね。というのは、見て、ちょっとびっくりしたというか。こういうふうに配られているのは余り見ないものだから、今日のためにつくっていただいたのであればあれだと思えるのですけれども。わかりました。

福祉送迎サービスきずな

では、次からは出さないように……。

委員

と思うのですが。

福祉送迎サービスきずな

わかりました。

委員

だから、余りよろしくないからというか、何か、見方を変えると、料金を比較して、「ああ、安いね」とか「高いね」とかという話になるでしょう、比較すると。そうすると、利用者的には安いタクシーだねという見方ができるかもしれないですよ。ただ、それは本意ではないというか、福祉有償運送において本意ではない使い方をされてしまうかなという、その書き方だと懸念があるなという気がしたものですからね。

でも、それをやめろという話はここではできないとは思いますが、参考にさせていただければと思います。

福祉送迎サービスきずな

わかりました。

会長

タクシー料金が書かれていると、利用者がちょっと混乱するのではないかというふうなお話でございました。

また、タクシー料金が今は違っているというお話もありましたので、表示するようであれば正しい料金を表示しないとおかしいですし、そこら辺はご注意をいただければと思います。

福祉送迎サービスきずな

わかりました。

会長

ほかは何かございますか。

委員

きずなさんに限ったことではなくて、一般論としてお伺いしたいんですけども、こういった料金表を幾つか見させていただいているのですが、真ん中の下の方に「当日キャンセル料」というのがありますよね。これは我々、道路運送法でタクシーの仕事をしている事業者は、これは道路運送法でも運送約款でも今取っていないのが普通だと思うのですよ。こういったNPOさんの一般論としては、取っている団体さんが結構あるという状況です

か。

委員

会員制をとっているのので、まず最初に入会をしていただくときに、こういったキャンセル料を取ることについてもご了解をいただいた上で、なるべく当日にキャンセルをしないように、前日までにキャンセルのご連絡があれば取らないという部分で、ドタキャンしないでねということの部分で、常に人を確保しての運行ではなくて、必要なときだけ確保するような運行で何とか経費を抑えながら活動していたりもするので、その部分の保証金みたいな部分で考えていただいてもいいかなと思うのですが、ご了解を得た上でやっています。

全部の団体ではないとは思いますが、私の団体もキャンセル料はいただいていますから、団体によっては急な入院だったりとか、そういう場合は取りませんよとか、いろいろと工夫はされているとは聞いています。

委員

取る方が普通だと僕は思うので、取られるのはいいと思いますけれども、こういった輸送なので、また、体調の問題とかで結構キャンセルとかも発生しやすい仕事といったらあれですけども、輸送サービスではあるので、ただ、そういった輸送する側の立場からすると、もらうのは当然といったらおかしいですけども、もらっておかないと本当はおかしいかなとは思いますが質問させていただきました。

それから、続けてちょっといいですか。

会長

どうぞ。

委員

またすみません、団体さんがいるのに団体さんの話ではなくて申し訳ないのですが、先ほど練馬区の移動困難者の状況についての資料を出していただいたのですが、それと資料4、この資料を何かうまく統合できないかなと思ひまして、練馬区の移動困難者の輸送の中に、この福祉有償運送で1年間で5万件以上の輸送をしているわけですよ、ざっと見ただけでも。そういった数が統計資料として余り出てきていないので、せっかくこうやって出してきていただいているので、福祉有償団体がこれだけあって、そこが5万件以上、6万件近い輸送を毎年やっていて、そこに対してどういった、団体にもどういった補助が出ているのかとか、あとはこれを使っている人がどういった補助を使っているのかということも含めて、そこまで細かくわかるかどうかわからないのですが、少なくとも輸送実績としての件数を出されると、移動困難者がどういう形で、タクシー、それから、NPO、そして、この福祉有償団体も含む、登録している団体も含めてどのくらい輸送に使っているのかというのがよくわかるので、事務局としては多少お手数だとは思いますが、ここまでまとまっていると少しつけ加えればできるのではないかなと思ひまして、ぜひお願いしたいなと思ひました。

会長

そこら辺は対応可能ですか。

事務局

今のお話で、資料4に載っている内容を資料3のところにもうまく組み込めるかですね。

委員

少しまとめて。そうすると一層、全体像が見えてきますよね。

事務局

見えるということですよ。わかりました。

では、こちらの方については、また今年度、登録更新のある団体さんがありますので、通常は資料3は年度に基本一回のご提示なんですけれども。

委員

ああ、もう来年度でも結構ですよ。

事務局

試しに次回のときに作成して、イメージの方を確認したいと思いますので、次回に向けて取りかかっていきたいと思います。ご指摘ありがとうございました。

会長

では、そこら辺は少し研究してみてください。必ずしもうまくマッチングできるかどうか、今の段階ではわからないでしょう。少し研究してみて、可能であれば、ご意見に沿って、資料をつくっていただければと思います。

ほかに何かございますか。

委員

こちらの移動サービスご案内料金表の で、まず1点が、「通常 と の料金になります」と書いてありますが、運送の対価の部分、距離制の部分ですね、あと、2番が迎車回送料金と、あと、介助料、乗降介助料という設定がございますが、通常はというのは、 のほかに、 がストレッチャー使用云々と、その他の料金の設定があるという意味なのか、場合によって乗降介助料はとらないとか、そういう運用なのでしょうか。

福祉送迎サービスきずな

乗降介助は、1走行につき、乗降介助と迎車料金がつくのです。

委員

もれなく介助料、乗降介助料がセットになると。

福祉送迎サービスきずな

そうですね。

委員

これは利用者さんによって、乗降介助は要らないという方はいらっしゃるのですか。

福祉送迎サービスきずな

一人いました。それで、自分で乗り降りできるから、自分で安全確認ができるから、必要ないからそれは省いてくれと言われたのです。

一度、料金をいただかなかったのですけれども、会で相談したところ、一人からいただかなくて、ほかの人からいただいたりとか、そういうふうに金額がまらだだと、何かで知れたときによくないし、あの方は安かったから、今度はうちもそれをサービスしてくれとかということに話が広がってしまうので、決まったことなので、一律その金額をいただいた方がいいということで決まって、会員様にはそれをお話しして、また、いただくようになりました。余りいい顔をしていませんでしたけれども。

委員

団体さんとしてそういうことをご案内したいのであれば、「通常」と書くと、では、通常ではない場合は払わなくてもいいのかなとか。

福祉送迎サービスきずな

表現がですね。わかりました。

委員

というふうにとられかねないと思います。

それと、その下の米印の「相乗り乗車」というのは、これは実績はどの程度でしょうか。

福祉送迎サービスきずな

相乗りは全然ないです。

委員

全くなし。

福祉送迎サービスきずな

最初の方に、相乗りはこういう形ならいいですよと区役所の方から言われて、目的地が同じ場所で、出発も同じところであれば、限っていいですよということをいただいたのですね。最初の会員様で、兄弟で同じ場所に行かれる方があったので、その場合、相乗りということは可能ですかと、許可を最初の更新のときにいただいたのです。その方に限ってそれをいただいたのですけれども、基本、相乗りはしていないということで、相乗りはしていません。

委員

今はそのご兄弟のご利用はなくても、会員の皆さんも他人同士…。

福祉送迎サービスきずな

それはないです。本当に同じ場所、出発から到着も同じ場所だったらいいですよということなのですけれども、そこに来てもらうということも不可能なので、結局は現実のところはないです、相乗りは。

委員

乗り合いというか、相乗りの運行はやっていないということですね。

福祉送迎サービスきずな

そうですね。その方のために許可をいただいたということです、前回。

委員

普通の会員さん同士で、こういう使い方をしたいと申し込みがあったら、受けざるを得なくなるような書き方だと思うのです、これだと。

福祉送迎サービスきずな

そうですね。でも、どこかに外出とかはないので、ほとんど通院なので、相乗りは現実問題ないですね。病院に車椅子の方とかが多いので、普通には相乗りはないので。消した方がいいですね。

委員

いろいろと利用者の方も増えて、大変になると思うのですけれども……。

福祉送迎サービスきずな

これからそうですね。

委員

その辺の運用があやふやになってしまうと、利用者さんも使いにくくなってしまいますので、わかりやすく、はっきりしていただいた方がいいと思います。

福祉送迎サービスきずな

わかりました。

委員

ちょっと記憶がないのですみません、事務局の方に後で調べていただくといいと思うのですが、相乗りについては運送の対価の合意が必要なはずで、この団体さんについて、今のご説明だと、同じならしていいよと言われたとおっしゃっているようなのですが、相乗りをするのであれば、たしか運送の対価の合意をしていないといけないと思うのですが、

ですから、もうなさないし、やっていないという実績であれば、別に今さらどうこう言うつもりはないので、ここの「相乗り」のところを削除してもらって、やらないとしていただければ。これからどうしてもやるという必要性が出るか、もしくはそういう可能性があるということであれば、相乗りに対しての運送の対価の、まず合意をしないとまずいと思います。

会長

よろしいですか。

今の運送の対価の合意というのは、この協議会として合意が必要ということですか。

委員

と僕は理解しているのですけれども。相乗りについての運送の対価を合意している団体は、たしか限られていたと思うのですよね。

会長

事務局。

事務局

相乗りを認めている団体については、透析の団体の方々という形で認めさせていただいています。それ以外の団体を認めることについては、この協議会でも協議が必要となります。

会長

ということで、ご指摘があったとおりで、特定の団体を認めているということだそうです。きずなさんはそういう意味では認めていない団体に該当しますか。

事務局

はい。

会長

そうすると、この表記はちょっとまずいかなと思いますので、きずなさんを認めるのであれば、この基準に合致する団体となっただかくか、あるいはこれは削除していただくか、どちらかかと思いますが。

委員

これは要は料金は通常と変更なくやるよという意味ですよ。

福祉送迎サービスきずな

はい。

委員

それで、相乗り料金を設定して、一人一人個別に料金をいただくというやり方ではなくて、1台の車においてご兄弟が乗った場合に、1台分の料金しか請求しませんよというやり方をしているんじゃないんですか。

福祉送迎サービスきずな

更新ではなくて、最初的时候に協議会でそれをお話しして、その方も来ていただいて、そして、この方に限ってということで許可をいただいたのですよ、たしか。

委員

許可というか、要は「複数乗車」と業界では呼ぶのですが、複数の方が利用した場合に、一人一人から別の料金を取ると。別というか、一人一人が料金を払うというやり方のことを「複数乗車」と呼んで、俗に言う「相乗り」ということですがけれども、その1台の車にそもそもついている運送の対価および対価以外の対価だけを請求して、あとは何人乗っても勝手に乗ってみたいな話であれば、別に複数乗車には当たらないというか、料金自身は変わらないわけです。だから、別にやっていただいても構わないと思うのですけれどもね。

福祉送迎サービスきずな

ご兄弟の場合はね。

委員

二人分取ったのですか、一人分取ったのですか。

福祉送迎サービスきずな

一人分です

委員

一人分ですよ。

福祉送迎サービスきずな

もちろん、そうです、同じ場所なので。

委員

この書き方だと、各会員様からいただくと書いてしまっているから。

委員

みたいに見えるから、それだとまずいかなと。

委員

相乗りになってしまうのね、これだと。

委員

その意味で書いておられる場合は、別に何人乗っても構いませんからね、料金が変わらないのであれば。

委員

タクシーだって、「とまって」と言って、何人かが次々に乗って行って、その定員の中で乗る分には、一般のタクシーに乗る場合だって、何人かで一人の人が払うから、後でどう割っていくのかは払った人が考えればいいことですよ。

福祉送迎サービスきずな

この方はご兄弟なのですが、ほかの方でも一人分の金額だったらいいということですか。それはないですよ。

委員

一人が払えば、あとはどう使うかはその運用の仕方だと思うのですけれども。

福祉送迎サービスきずな

でも、だめと聞いたんですよ。

委員

ただ、現実としては余りあり得ない話なので、そういう話を拡大しない方がいいと思っています。

福祉送迎サービスきずな

そうですね。

委員

これはやっぱりメーターがついていないからこういう決まりになっているわけですよ。

ですから、何人かお乗せして、それぞれから取ってしまうと、それは違うのではないですかと。では、それは、一つの予想として、どういうふうに、簡単にいうと、割り勘にするのか、どうやって分けるのかというルールをきちんと決めておかないと、複数乗車といっているのですけれども、それは同じ家族が一緒に乗るとか、ご兄弟でたまたま同じ病院に行くとかというので一緒にご利用になって、1輸送の一人分しか取りませんよというのは本当に例外的な話だと思うのです。それをきっとおっしゃっていると思うので、それはいいと思うのです。

でも、それをこういうふうには書くと拡大解釈が出て、いろいろなことに使ってしまうとか、そういうことにならない方がいいと思うので、そういうことをもうやっていないし、そういう要望もないということであれば、削除してしまった方がスッキリすると思うのです。

福祉送迎サービスきずな

そうですね。

委員

やっぱり移動困難者なので、よく気をつけて、いろいろ配慮が必要な方たちをたくさんお乗せするというのは、それだけドライバーさんにも負担がかかるし、乗られている方にも負担がかかるので、そんなにたくさんお乗せするのは難しいではないですか。添乗員さんとかが別につかれているのであれば、違うのかもしれませんが。

そうすると、なかなか難しいケースではあるかと、この活動自体がすごく難しい活動ではあるので、その中で、やるかやらないかという部分で、紛らわしいのであれば削除するし、やるのであれば相当の覚悟というか、訓練と、それから、いろいろな方にご理解いただけるような割り勘料金みたいなものを設定されるのかどうかという話になる。

福祉送迎サービスきずな

一度、そういう方がいらっしゃいました。皆さんで福祉園からどこかに行くので、何人かここで集まるので、三、四人載せていただいて、それで私たちはそれを割り勘にしますからと言われたのですよ。でも、それはお断りしたのです。

やっぱり一人の方を保証してではないけれども、登録して、それを送迎するので、何人も乗せたら、何かあったときにそれこそ責任が大変なので、一応、この方をとということなので、同じ場所でも、申し訳ないけれどもとお断りしました。

委員

では、ここは消しておいた方が危なくないのかもしれない。

福祉送迎サービスきずな

わかりました。

会長

ほかに何か。どうぞ。

委員

基本的な確認で申し訳ないのですけれども、運送法上、この福祉運送の場合の料金の設定は5割以下、5割をめどにするということでしたか。何でしたでしょうか、そこは。

福祉送迎サービスきずな

おおむね半額ということです。

委員

おおむねになっているのですか。

福祉送迎サービスきずな

ええ、なっていました。

委員

超えてもいいんですよね。

事務局

超えることが直ちにだめだということではないです。1円でも超えたらだめだということではないです。おおむね半額以下と。

委員

おおむね半額以下。わかりました。

会長

ほかに何かございますか。

よろしければ、私から1点だけお聞きしたいのですけれども、この間、車両が減って、利用者が、登録会員が増えていらっしゃるんですよね。現実的に対応は大丈夫なのですか。

福祉送迎サービスきずな

今のところは大丈夫です。もう1台増やす予定ではいるのですけれども。

会長

では、車両は増やす予定なのですか。

福祉送迎サービスきずな

はい。

会長

なるほど。そうすると、元の申請内容の車両数に戻るのですか。

福祉送迎サービスきずな

車両数というか、そうですね。車両数は一応、その予定ですがけれども、まだお金がないので。

会長

では、実施時期は未定ということですね。

福祉送迎サービスきずな

そうです。

会長

なるほど。わかりました。

ほかに何かありますか。よろしいですか？

(はい)

会長

それでは、福祉送迎サービスきずなさんにつきまして、更新登録ということで手続を進めていただくということによろしいでしょうか。

(はい)

会長

ご了解いただきました。ありがとうございます。

それでは、そのように決定させていただきたいと思います。

それでは、きずなさん、どうもありがとうございました。

5 その他

会長

続きまして、次第5になります。その他ということでございます。

初めに、おでかけハンドブック(第6版)の配布ということでございます。これにつきましても、事務局からまずご説明をお願いします。

事務局

事務局の方からご説明をさせていただきます。

まず、 ということで、おでかけハンドブック(第6版)の配布についてのご紹介です。

3月末に完成いたしました。本日、ご紹介のため、皆様の机の上に配付させていただいておりますので、ぜひご自宅に帰られてからご覧いただければと思います。

作成につきましては、委員の皆様にもたくさんのご協力をいただきまして、この場をかりて改めて感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

おでかけハンドブックにつきましては、2年に1回の発行となっておりますので、次回は平成29年度に作成予定となっております。

事務局からの説明は以上となります。何かご質問など、ありますでしょうか。

会長

何かございますか。

委員

これは何部ぐらいつくとおっしゃっていましたがでしょうか。

事務局

前回と同じく6,000部です。

委員

6,000部。

事務局

以前は毎年度つくっていたのですが、なかなか予算が厳しい状況の中で、隔年ということで今回からさせていただきました。

ですので、平成27年度発行という形をとりまして、次は隔年ということで平成29年度に、次回、予算の確保ができましたらば、発行させていただく予定となっております。

会長

こちらのハンドブックは、もう既に高齢者相談センターだとか保健相談所には配布してあるわけですね。

事務局

はい、配布させていただいております。

会長

よろしいですか。

(はい)

会長

ほかに何かございますか、このハンドブックにつきまして。よろしいですか。

(はい)

会長

それでは、最後に、その他の でございます。

自家用有償旅客運送制度の見直しということで、制度の見直しがあったようでございます。資料6が出てございますので、資料6について、説明をお願いいたします。

事務局

資料6番をごらんください。自家用有償旅客運送制度の見直しについてです。

もう既にご存じの方も多いかもかもしれませんが、この4月から制度の見直しがありました。一応、こちらの方でいただいている資料から抜粋いたしまして、簡単な資料をつくらせていただきましたが、本日、運輸支局の委員がお越しになっておられますので、もし簡単にご説明を頂戴できればと思うのですが、よろしいでしょうか。

会長

では、委員、よろしいですか。お願いいたします。

委員

すみません、要点だけちょっとご説明させていただきます。

今回、四つの通達が改正になりまして、まず、 から、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」の一部改正と、 が「過疎地有償運送の登録に関する処理方針について」で、 が「福祉有償運送の登録に関する処理方針」、 が「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」、 は「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」ということで、こちらの方に5個、表記が載っているのですが、実際はそういう四つの通達が改正されました。

この中で、福祉有償運送に関連するものとしまして、まず、と になっておりまして、概略でお話しすると、その下のところに主な改正内容が書かれているのですが、真ん中のところで旅客の範囲の拡大ということで、従来は、旅客の対象が地域住民または実施主体が作成する旅客の名簿に記載された者に限定された、旅客の名簿に記載された者だけを実際には旅客として認めますよということになっていたのですが、それを名簿に記載されていない、事前登録をしていない者から要望があったものに関しても、範囲を拡大して構いませんよということになりました。

実際に、これは何を主眼として広げたかといいますと、オリンピック、パラリンピックを主眼としまして、外国人の誘致というところがあるかと思いますので、その点で利用者の利便を拡大するということになっております。

あと、もう一つが、簡単に説明すると、ですね、「運営協議会に関する国土交通省としての考え方」ということで、東京都区内に関してローカルルールというものが、実際にはないのですけれども、他の地域ですと、極点な話、昔はこういう形でローカルルールがありましたということで地域を限定したものです。

先ほどの複数乗車の関係も含めてなのですが、ああいったものが通達される前に、ローカルルールというもの、隣の千葉県とか、埼玉県などでは多くそういうものが設定されているところがあるのですが、それを実際に協議会の中でもう一回見直しをしましょうよと、なるべくなくしましょうよということで、そういったものを、今後、協議会の場で検討してくださいということになっております。

以上、簡単でありますけれども、私の方からの説明は以上となります。

会長

ありがとうございました。

この見直しにつきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

委員

先ほど、東京都の中ではローカルルールがないというお話があったのですが、練馬区では、ほかの地域では決まっていないのですけれども、乗降介助については保険を掛けなさいとこちらの運営協議会の中で決まって、乗降介助について保険を掛けるのですけれども、安全に配慮したものであれば、ローカルルールとは言わないのですか。

委員

ローカルルールというのは何をもちローカルルールかということなのですが、文書化、明文化されたものですね、それが表面上に出てきたものに関してはローカルルールということになっておりますので、そういったものが実際に協議会の中で決定事項として大きなものとなったものに関してはローカルルールということなので、今、お話があったものに関しては実際に前に協議会の中で決めていただいたものかと思いますので、通達を逸脱するような話の部分ではないとは解していますけれども。

委員

ローカルルールの考え方は、ローカルルールは通達だとか法律で決まっていること以外で、運営協議会や自治体がつくったルールという意味なのですけれども、ローカルルールが全部いけないかというところではなくて、ここで合意していたり、利用者も団体もこの協議会も合意して納得している、利用者のためになる、安全を確保するようなルールはあ

ってしかるべきだと私は思っていますし、たしかこれの見直しのもう1個前のときのローカルルールの見直しという文書が出たときには、過度に団体の活動を制限するようなローカルルールは、合理的な理由がない場合は見直さなさいという文章になっていたはずで

です。ですから、過度に、だから、言い方は悪いのですが、ある地域では、タクシー事業者がそういう団体をなるべく制限したいので、いろいろなルールを、かなり高いハードルをつけて活動させないみたいな、そういう地域がないわけではないのです。そういうことをローカルルールとっていて、利用者の安全や生命財産を守るための、より高い安全性を求めたり、より高いサービスを求めるため、それも協議会で合意しているルールについては、存続する、もしくは、今後そういうものをつくるということは一切妨げるようなことではないと私は理解しています。

委員

どちらかというと、賠償保険をきちんとかけるので、私たちにとって、何か、万が一、車にタッチしていない部分での事故があったときの保障をきちんとかけることについて各団体さんが意識することができて、どこか保障がないところがないという、抜けがないことによって、私たちのことも安全に守られているし、利用者にとっても安全が守られているので、そういった部分では、練馬区のこれをかけた方がいいよという部分についてはいいことだなと思っているので、それをローカルルールだからやめてという意味ではないのですけれども、ただ、ローカルルールというか、運営協議会で一律に、全国、全部、同じ法律の中で、通達の中でやるのはなかなか難しいところがあるので、地域の中で長く、平成16年からこちらの練馬区の運営協議会はやられているので、その中でできた部分で利用者の安全を考えたことについては、ほかと違うルールができていても続けた方がいいものがあるのではないかなとは思っています。

すみません、まとまりがなくて。

委員

旅客の範囲の拡大のところ、これはオリパラを意識して外国人とおっしゃられたけれども、外国人ではなくてもいいのですよね。

委員

基本的にはそういう考え方です。

委員

例えば、北海道の人が東京に来ますという場合は全然オーケーというか、それは登録しない人を運ぶというのは今までにない、ある意味で画期的なルールですよね。事前に協議をしなければいけないとか、そんなことはあるのですか。

委員

協議は特段そこまでは必要ないと思います。通達状の中でうたわれているわけですから。

委員

例えば、当該地域のタクシー事業者さんたちができないよと言った場合に限り実行されとか、そんなこともちらっとうわさで聞いたけれども、あれは本当ですか。

委員

この前提は、今の福祉有償運送の法律の前提と何ら変わりがないと私は思っていて、公共交通機関が提供されていないとか、今後もそういうサービスが提供されない、ここに

も書いてありますよね。地域の交通が著しく不便である、その他の交通手段を確保することが必要な事情がある。ですから、これはどちらかというと東京はちょっとあり得ないと私は思っています。

今、おっしゃったように、北海道から車椅子の方が来るといったときに、では、羽田空港まで迎えに来てくれない、タクシー事業者が1社も、どこも迎えに来てくれないという状況があれば、それはNPO団体さんをお願いしなければいけないのかもしれませんが、そういったことが今ほとんどないと思っていますので、そういった意味では、この著しく公共交通がないとか、不便だという、どちらかというと、今まで言っていた「過疎地」ですとか、新たに名前の言い方を変えた「不便地帯」ですか、そういうような公共交通空白地有償運送というようなところに当てはまる定義だと私は思っているので、東京でこれはちょっとないのではないかと思います。

委員

だから、それくらいね、今のオリパラは東京だからね。だから、今おっしゃったのが...

委員

だから、オリパラのときに、これはパラリンピックのときに車椅子輸送が公共交通ではもう何ともいえないといったときに、NPOの方にもお手伝いいただかなければいけないという状況が仮に発生すれば、こういったことも適用になりますよね。

委員

それはこれでいくと、区市町村長が認めた場合にはということが書いてあるでしょう。区市町村長が認めた場合、これはいつ、どこで、どうやって決めるのかというか、うちは著しく不便であると、地域の交通が著しく不便であるということというのは、三つ目が福祉有償運送の必要性と同じで、例えば、練馬区であれば、今日、冒頭に必要性についてお話があると、それを確認した上で1団体の更新を承認したわけですがけれども、そのことがあれば、それは要するに、著しく不便であるということが実証されたと判断していいということになりますか。言っていることはわかりますか。

会長

今のお話で、多分、区市町村長が判断する基準はあるのですかというお話かなと思うのですけれども。

委員

そう。そして、いつ、どうやって判断するのか。例えば、外国人が使いたいと来たときに、一々判断するわけにもいかんわね。だから、どこかでうちはそういう受け入れをすることでいくよということを区市町村長が宣言しなければいけないのではないのかなと思うのです。その場と手続のやり方というのは決まっているのですかということです。

委員

実際に支局の方にもまだ問い合わせはこの件に関してはないところが正直なところであって、自治体がどういう形で拡充していくかというところは、まだ私の方も全て理解しているわけではないです。

実際にそういう利用者からの要望があるということであれば、こういった協議会の場でお話をさせていただいた上で、それを何でもかんでも広げた場合に、今度は事業者側の方でもトラブルということが懸念される部分もあると思うんですよね。そこのキャンセルであ

ったりということも急遽発生してしまうと、事業者側の負担というものを強いられるということが想定されるところもありますから、その辺は慎重に考えなければならないのかなというところは私としては思います。

委員

というか、利用者からすると、やるかやらないかは事業者が判断するからいいというか、うちでは無理、そんな外国人なんか乗せたら大変だよという話で、うちはお断りというのは各事業者さんの判断でオーケーだと思いますが、地方自治体としてのスタンスというのを決めておかなければいけないわけですよ。練馬区はそれをやりますよということで、確認、要は区市町村長が認めた場合にはですから、認めたらやるよということになるわけでしょう。できるわけです。でも、NPOなどの中には、私はそんな英語なんかわからないし、対応できないという団体があってもいいわけですよ。

ただ、自治体としてのスタンスは、積極的に、これでいくとですよ、これでいくと、認めたということは認めた場が必要になるのだろうなと。それが、だから、やるかやらないかは別として、運営協議会とかそういうところで、地域公共交通会議なのかはちょっとわかりませんが、どこかで認めてしまえば、一回、それは個々の案件についてはいいということになるわけでしょうね。

委員

これは、一つは交通空白地というか、過疎地みたいなところなのですから、もう一つは3.11のときのああいって状況を想定していると思うのです。ですから、ああいって災害があって、公共交通が余り機能しない、少ない、タクシーもあのときはほとんど動けなかったというような状況で、そこにボランティアの方が来て、被災地まで運ぶのに手段がないと。そういったときに自家用車やそういったものを有効に使えないかという、まず、そういった発想が一つあったということ。

あとはイベントですよ。一時的にそういった車が足りなくなってしまうときに、そういった輸送を白ナンバーの車に、福祉とは限らず、そういったものに頼れないかというものがまず一つの発想としてあって、観光などもそうなのですから。

もう一つは、ここで言う公共交通の空白地、過疎地とか、地方ですよ、そういったところで、恒常的にもう公共交通がないんだよねと、タクシー会社ももう撤退してしまっていて、バスももちろんない。全然輸送するものがなくて、そのところで、こういった今までの名簿に載っている人しか運べないのではなくて、そこに外から来た人を運ぶという手段がないではないかというような場合を想定しているのだと思います。

ですから、余り東京は関係ないよと言って、例えば、東京でもし出るとすると、練馬区にパラリンピックの会場がぼんとできて、例えば、この辺から輸送しなければいけないときに、今、練馬区に関係あるタクシー会社やバス会社さんだけではもう運べないよねとかといった場合に、では、こういうものを一時的に使おうかというような可能性はきつとあるのだろうと思うのですけれども、と思います。

きっと手続的には、支局さんはまだこれは一切ないし、市町村長が認めるというのは、きっとやっぱり協議会とか、何か諮問機関をつくったとか、地域公共交通会議とかを開いて、手順を踏んで決めないといけないと思うのです。

委員

ですよね。

委員

やっぱり利害団体がかなりいっぱいありますから。

委員

では、まだ決まっていないということですね。

委員

だと思います。

委員

これから決まると。

委員

実際にユーザー側が、それだけ要望が出てきたときに、またそのときに検討するという
ことも必要かと思うのです。

委員

ああ、そうですか。

委員

これはあくまで、地域地域での判断の部分があると思いますので。

委員

ああ、そうか。地域でいいんだよね。

委員

ですから、この市町村長が認めた場合というのは、何か、市町村ががんと認めればそれで済むというのではなくて、手続的には必ずこういう委員会、利害関係者が集まって協議をして、長に答申をする。これでオーケーですよということで、長が最終的に認める、認めないというふうな、何か、実際はそういう手続になるのだと思います。

会長

これは陸運支局さんとは別に、行政の手続として、そういうふうには通常は行われていることが多いかなと思いました。よほど何か基準があらかじめ明確であればまた別でしょうけれども、その基準に沿ってということになるのでしょうかけれども、特別なものがなければ、多分、そういう進め方になってくるのかなと。まさに個別に1件1件の判断は長としてできるわけでもないの、一括して、概括的な判断をしますよということになるとなれば、特にそういうことになるかなと思います。

いずれにしても、長の判断をしていこうということになったら、陸運支局さんともどうやって進めたらいいですかというご相談をしながら考えていくことになるのかなと思いますけれども。

委員

ありがとうございます。

会長

ほかによろしいですか。

では、今日、事務局でご用意した案件は以上でございますが、この際、皆様方の方から、何かございますでしょうか。よろしいですか。

(はい)

会長

よろしければ、本日の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第2回福祉有償運送運営協議会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。